

規 程

京都産業大学学則（抜粋）

第1章 総則

第1条 京都産業大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法により、国家の要請に応じて、広く知識を授けるとともに、深く専門の諸学科を教授研究し、高度産業社会の科学的進運に寄与する有為の人材を養成することを目的とする。

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究活動の状況について、一定期間ごとに第三者評価（文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価）を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の第三者評価の実施については、別に定める。

第1条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 学部、学科の組織及び修業年限

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

経済学部——経済学科

経営学部——マネジメント学科、経営学科、ソーシャル・マネジメント学科、会計ファイナンス学科

法学部——法律学科、法政策学科

現代社会学部——現代社会学科、健康スポーツ社会学科

国際関係学部——国際関係学科

外国語学部——英語学科、ヨーロッパ言語学科、アジア言語学科

文化学部——京都文化学科、国際文化学科

理学部——数理科学科、物理科学科、宇宙物理・気象学科

コンピュータ理工学部——ネットワークメディア学科

情報理工学部——情報理工学科

総合生命科学部——生命システム学科、生命資源環境学科、動物生命医科学科

生命科学部——先端生命科学科、産業生命科学科

2 本学に各学部共通の教育科目を掌理する教育研究組織を置く。

3 本学に特に必要とする研究分野に関して研究所を置き、それぞれの研究を推進する。

第2条の2 本学の各学部・各学科の目的は、次のとおりとする。

学部・学科	目的
経済学部 経済学科	健全な人格をもち、将来、各方面で活躍するために必要な経済学的思考方法、情報処理能力、及び幅広い教養を基盤に、常にグローバルな視野に立ち、かつ的確な総合的判断のできる“優れた経済人”を養成することを目的とする。
経営学部	経営諸科学の学びを通して、組織運営の様々な局面で発生する問題を多面的な視点から捉えて解決策を見出し、組織に関わる人々の調整を行いつつ意思決定を行い、それを実行出来る“マネジメント能力を持った人材”の養成を目的とする。
マネジメント学科	高い専門性と、諸領域を横断する知識や能力、視点、あるいは経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を結びつけ、イノベーションを通じて組織の発展・変革と社会の進化を促進する「統合的なマネジメント能力」を持つ人材を養成することを目的とする。

経営学科	マネジメント能力を基盤として、企業や様々な組織の戦略や組織構造、経営行動についてのさらに専門的な知識や考え方を身につけ、企業や様々な組織の経営を担える人材を養成することを目的とする。
ソーシャル・マネジメント学科	マネジメント能力を基盤として、社会のいろいろな分野についての知識と経営諸科学の知識や考え方を融合させ、社会的な問題解決を意識しつつ、企業や様々な組織の経営を担える人材を養成することを目的とする。
会計ファイナンス学科	マネジメント能力を基盤として、会計とファイナンスについてのさらに専門的な知識や考え方を身につけ、企業や様々な組織の経営を担える人材や会計・ファイナンスの専門職業人として活躍出来る人材の養成を目的とする。
法学部	説得的な論理を構成し、ルールに基づく組織を構築し、それによって、人間相互の円滑な交流と公正な共存を促していくために、法の知識と実践的な平衡感覚に基づいて公益あるものを生み出していく人材を養成することを目的とする。
法律学科	公正な判断力と法的な思考方法を獲得するために、法律の解釈と適用を学び、それを通じて、さまざまな具体的問題に適正かつ妥当な結論を導き出し、社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。
法政策学科	高い公共意識と政策的な思考方法を獲得するために、法学と政治学の融合に基づく政策学を学び、それを通じて、問題を見出しその解決に向かって実践的に取り組んでいくことのできる人材を養成することを目的とする。
現代社会学部	社会が真に解決を必要としている問題を見出し、その解決のために自ら考え活動するだけでなく、他者と積極的に協働することにより、現代社会の安定的発展とそこに生きる人々の幸福に寄与する人材の養成を目的とする。
現代社会学科	現代社会が内包する「地域」「人間」「メディア」にかかわる諸問題の解決に向けて、社会学の知見を活かし主体的に行動するだけでなく、他者と協働する社会に開かれた行動力を兼ね備え、多様な価値観を容認する社会の実現に寄与する人材の養成を目的とする。
健康スポーツ社会学科	現代社会が内包する「健康スポーツ」にかかわる諸問題の解決に向けて、社会学と健康スポーツ科学の知見を活かし主体的に行動するだけでなく、他者と協働する社会に開かれた行動力を兼ね備え、心身ともに健康な社会の実現に寄与する人材の養成を目的とする。
国際関係学部 国際関係学科	新たな国際情勢に関し、適切に収集した情報を基に、国際関係分野の専門的知見に基づいて正確に状況を把握し、理論的な分析を行った上、課題を発見すると共に、多様性を持った他者と協働して解決策を提示し、国際社会の発展と平和に寄与できる人材の養成を目的とする。
外国語学部	優れた外国語能力と豊かな教養を涵養し、各国、各地域の言語のみならず、その文化、社会、歴史に通暁するとともに、広く国際社会への理解を深め、将来、グローバルな視野に立って各界で活躍できる人材の養成を目的とする。

	英 語 学 科	世界で通用する高度な英語力の習得とともに、第2外国語の基本的運用能力を身につける。さらに英語学、英語圏の文学・文化、英語教育の分野の研究を深め、豊かな教養と柔軟な判断力を備えた真の国際人といえる人材の養成を目的とする。
	ヨーロッパ言語学科	専攻する言語の高度な運用能力の習得とともに、英語の確かな運用能力を身につける。さらに専攻語圏及びヨーロッパの文化、社会、歴史、メディアについての研究を深め、豊かな教養と柔軟な判断力を備えた真の国際人といえる人材の養成を目的とする。
	ア ジ ア 言 語 学 科	専攻する言語の高度な運用能力の習得とともに、英語の確かな運用能力を身につける。さらに専攻語圏及びアジアの文化、社会、歴史についての研究を深め、豊かな教養と柔軟な判断力を備えた真の国際人といえる人材の養成を目的とする。
文 化 学 部		文化学の素養と豊かな教養をもち、地域社会及び国際社会に貢献する意欲を有し、柔軟な適応力と文化に関わる諸問題に対処できる能力を備えた人材の養成を目的とする。
	京 都 文 化 学 科	京都文化・日本文化に関わる学問分野において幅広い教養を育み、京都文化を専門的に探究しうる力量を養うとともに、伝統文化・芸術文化に習熟し、豊かな感性と論理的思考力を身につけ、状況対応能力・実践力をもつ人材の養成を目的とする。併せて、京都文化を海外に発信できる英語運用能力をもつ人材の養成を目的とする。
	国 際 文 化 学 科	歴史、思想、文学、芸術等、文化学的主要分野に関する素養をもち、地域社会及び国際社会に貢献する意欲を有し、国際的なコミュニケーションができる英語運用能力をもち、柔軟な適応力と、文化に関わる諸問題に対処できる能力を備えた人材の養成を目的とする。
理 学 部		あらゆる事物の根底に潜む真理を探究するとともに、その基礎的な研究を通して高度な科学技術を理解し、問題の発掘と解決能力を養うことにより、複雑で多様な社会の変化に対応できる人材の養成を目的とする。
	数 理 科 学 科	数理科学の基礎としての数学を身につけるとともに、数理科学の諸分野の理論およびその応用を修得し、社会において指導的役割を果たし得る人材の養成を目的とする。
	物 理 科 学 科	多様化した現代科学技術の基盤となっている物理学を広くかつ深く究めることを通して、物理学を構成している諸原理を理解するとともに、応用する能力を修得し、社会において指導的役割を果たし得る研究者・技術者の養成を目的とする。
	宇宙物理・気象学科	物理学の基礎を身につけるとともに、地球大気から銀河へ至るスケールの物理現象を科学的に理解・解明する能力を修得し、高度な専門知識と技術に加えて、応用力・発信力を持つ人材の養成を目的とする。
コンピュータ理工学部		情報科学の基礎知識と基礎技術をしっかり修得させ、実社会において有用な領域で将来にわたり活躍できるように、高度な専門知識と技術や応用力を備えた人材や、基礎知識を活かして情報科学の新しい分野を開拓できる人材の養成を目的とする。

	ネットワークメディア学科	コンピュータシステムの原理や仕組み、コンピュータネットワークに関する基本的理解に加えて、システム構築運用に必要な基本スキルを修得し、新しい産業分野の発展を支える基盤技術と応用力を備えた人材の養成を目的とする。
情 報 理 工 学 部 情 報 理 工 学 科		情報理工学の高度な知識・スキル・応用力と情報に関わる高い倫理観を有し、これらを活かして進展著しい情報化社会の最先端領域に立ち、新しい社会の創造に積極的に携わる人材を養成する。
総 合 生 命 科 学 部		自然と人間が調和して、永続的に発展することを目的とする科学と技術を求める知的環境のもと、高度な専門知識と技術、応用力を備えた人材の養成を目的とする。
	生命システム学科	生命科学の知識・情報をもとに、分子・細胞・組織・個体レベルにおける生命活動を統合的に理解することにより、統合システムとしての生命に対する深い基礎知識に根ざし、応用力・実践力の伴った人材の養成を目的とする。
	生命資源環境学科	遺伝学、生態学、生物環境学等マクロな視点からの生物学の基本的理解に加え、育種学や資源開発利用学等応用的な学問を身に付け、生命資源の活用戦略を創造できる人材の養成を目的とする。
	動物生命医科学科	バイオに関する基本的理解に加え、動物医科に関する専門知識を身に付け、動物実験等を通して各種医薬品等の果たす機能の解析、環境問題、食品の安全等に関する業務に携わる人材の養成を目的とする。
生 命 科 学 部		生命科学の専門的な知識と技術に基づいて生命科学に関わる諸課題を正しく認識・理解し、その解決をはかることで健全かつ豊かな社会の実現に貢献できる人材の養成を目的とする。
	先 端 生 命 科 学 科	生命科学に関する専門的な知識と技術を持ち、生命科学の諸問題を正しく認識・理解するとともに、その解決策を提案し実行することで社会に貢献する、あるいは研究や開発等を通して生命科学の発展に寄与する人材の養成を目的とする。
	産 業 生 命 科 学 科	生命科学に関する基礎的な知識と社会科学的な素養を持ち、現代社会に生じる複合的な諸問題を、生命科学と社会科学の視点から正しく認識・理解するとともに、その解決策を提案し実行することで社会に貢献する人材の養成を目的とする。

第3条 本学学部の修業年限は、4年とする。ただし、在学年数8年を超えることはできない。

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別にこれを定める。

第3章 学年、学期及び休業日

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6条 学年を分けて、次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 春学期、秋学期の期間は、年度により若干の変更をすることがある。

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 本学創立記念日(5月4日)

- (3) 夏期休業（8月1日から9月30日まで）
 - (4) 冬期休業（12月21日から翌年1月7日まで）
 - (5) 春期休業（3月25日から3月31日まで）
 - (6) その他学長が必要と認めた日
- 2 休業日においても必要がある場合は、授業を行うことがあり、また夏期、冬期及び春期の休業期間は、年度により若干の変更をすることがある。

第4章 教職員組織

- 第8条 本学に学長を置く。
- 2 本学に副学長を置く。
- 第9条 本学に教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。
- 第10条 本学に事務職員を置く。
- 第11条 本学に部局長会を置き、学部及びその他の部局に教授会を置く。
- 2 部局長会は、学部及びその他の部局の長をもって構成する。
- 3 教授会は、教授をもって構成する。ただし、必要があるときは、准教授、講師、助教の教育職員を加えることができる。
- 第12条 部局長会は、別に定める規程により、次の事項について審議をする。
- (1) 学則に関する事項
 - (2) 大学全般及び学部又はその他の部局に共通する研究、教授に関する重要事項
 - (3) 学長の諮問及び教授会提起に関する事項
- 2 教授会は、別に定める規程により、学部又はその他の部局に係る次の事項について審議をする。
- (1) 学則及び教育、研究に係る諸規程に関する事項
 - (2) 研究及び教授に関する事項
 - (3) 教育課程に関する事項
 - (4) 教育職員の人事に関する事項
 - (5) 学生の入学、編入学、転入学、休学、復学、退学、転学、留学、再入学、卒業及び試験に関する事項
 - (6) 学位の授与に関する事項
 - (7) 学生の指導及び表彰に関する事項
 - (8) 科目等履修生、聴講生、外国人特別生、交換留学生、外国人留学生、外国政府等派遣留学生及び委託生に関する事項
 - (9) その他学長の諮問及び部局長会への提起に関する事項
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

第5章 授業科目及び単位数

- 第13条 本学の授業科目は、共通教育科目、融合教育科目及び専門教育科目とする。
- 2 本学の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 メディアを利用して行う授業は、同時性又は即応性を持つ双方向性を有し、面接授業と同等以上の教育効果を有すると認められるものであり、あらかじめ指定した日時にパソコンその他の通信手段によって行う。
- 4 前項の授業を実施する授業科目については、各学部の履修規程において定める。
- 5 第2項の授業を、外国において履修させることができる。第3項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

第14条 本学の授業科目及び単位数は、別に定める

第15条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第13条第2項に定める授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第6章 履修方法

- 第16条 学生は、原則として、別に定める教育課程に従い、授業科目を履修するものとする。
- 第17条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期始め、所定の期日までに届け出なければならない。
- 第18条 学生は、所属の学科によって、当該学部の定めるところにより、授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 2 教育職員免許状授与の資格を得ようとする者は、前項の規定によるほか、教育職員免許法及び同施行規則に基づき、所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 3 司書の資格を得ようとする者は、第1項の規定によるほか、図書館法及び同施行規則に基づき、所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 4 司書教諭の資格を得ようとする者は、第1項及び第2項の規定によるほか、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に基づき、所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 5 学芸員の資格を得ようとする者は、第1項の規定によるほか、博物館法及び同施行規則に基づき、所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 第18条の2 学生は、本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において授業科目を履修し、単位を修得することができる。
- 2 学生は、本学が教育上有益と認めるときは、第23条の2の規定により留学した外国の大学等において授業科目を履修し、単位を修得することができる。
- 3 前2項により修得した単位は、所属学部の定めるところにより、合わせて60単位を限度として、本学において修得した単位とみなすことができる。
- 4 学生は、本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修及び平成3年文部省告示第68号（大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修）に定める学修を行うことができる。
- 5 前項の規定により行った学修は、所属学部の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、第3項により本学において修得したとみなされる単位数と合わせて60単位を限度として、単位を与えることができる。
- 6 本学が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、所属学部の定めるところにより、第3項及び前項により本学において修得したとみなされる単位数と合わせて60単位を限度として、本学において修得した単位とみなすことができる。
- 7 本学が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った第4項に定める学修を、所属学部の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、第3項及び前2項により本学において修得したとみなされる単位数と合わせて60単位を限度として、単位

を与えることができる。

8 編入学者、転入学者及び再入学者については、前2項の規定を適用しない。

第7章 収容定員

第19条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	625名	15名	2,530名
経営学部	マネジメント学科	670名	15名	2,710名
経営学部	経営学科	390名	7名	1,574名
経営学部	ソーシャル・マネジメント学科	120名	6名	492名
経営学部	会計ファイナンス学科	100名	2名	404名
法学部	法律学科	410名	10名	1,660名
法学部	法政策学科	185名	5名	750名
現代社会学部	現代社会学科	300名		1,200名
現代社会学部	健康スポーツ社会学科	150名		600名
国際関係学部	国際関係学科	200名		800名
外国語学部	英語学科	120名		480名
外国語学部	ヨーロッパ言語学科	175名		700名
外国語学部	アジア言語学科	130名		520名
文化学部	京都文化学科	150名		600名
文化学部	国際文化学科	170名		680名
理学部	数理科学科	55名		220名
理学部	物理科学科	40名		160名
理学部	宇宙物理・気象学科	40名		160名
コンピュータ理工学部	ネットワークメディア学科	45名		180名
情報理工学部	情報理工学科	160名		640名
総合生命科学部	生命システム学科	45名		180名
総合生命科学部	生命資源環境学科	35名		140名
総合生命科学部	動物生命医科学科	35名		140名
生命科学部	先端生命科学科	100名		400名
生命科学部	産業生命科学科	50名		200名

第8章 入学、編入学、転入学、転学、留学、

再入学、休学、退学及び復学

第20条 入学の時期は、学年始めとする。

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格したもの（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により、他の大学に入学した者であって、当該者を本学における教育を受けるにふさわしい学

力があると認めたもの

(9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学で認めた者で、十八歳に達したもの

第22条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学、転入学又は再入学を志願する者があるときは、前条の規定にかかわらず、編入学定員のほか、欠員のある場合、選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 本学を卒業した者で、他の学部又は同一学部の他学科へ入学を志願する者
- (2) 他大学を卒業した者又は1年次、2年次を修了した者
- (3) 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。
- (5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。
- (6) 本学を中途退学した者で、3年以内に同一学部、学科へ入学を志願する者
- (7) 第48条の規定により除籍された者で、復籍期限後2年以内に同一学部、学科へ入学を志願する者

2 前項の規定による選考に合格し、かつ、第26条の規定により入学の許可を受けた者の本学における修業年限及び既に取得した単位の取り扱い、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前2項に規定する編入学等についての細部は、別に定める。

第23条の2 外国の大学等へ留学を希望する者は、願い出て許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第3条及び第41条に規定する在学期間に算入する。

3 前2項に規定する留学については、この学則に定めるほか、別に定める。

第24条 本学の他学部へ転学部を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

2 本学の同一学部内において転学科を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

第25条 入学志願者は、入学志願書及び出身学校長から提出する調査書等所定の書類に所定の入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 入学検定料については別に定める。

第26条 選抜試験に合格し、所定の期日までにこの学則第43条に規定する学費及びその他の納入金を納め、誓約書を提出した者に対して、入学を許可する。

2 保証人は、父母又はこれに代るべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果し得る者でなければならない。

3 本学が保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることがある。

4 学生が保証人を変更しようとするときは、新保証人連署の上直ちに届け出し、また保証人が住所又は氏名を変更したときも直ちに届け出なければならない。

第27条 病気その他やむを得ない理由によって3か月以上修学できない者は、保証人連署の上願い出て、休学の許可を得なければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 休学の期間は、その学期内とし、願い出によって引続き休学することができる。この場合における、休学の期間は、連続して2年、通算して4年を超えることはできない。
- 3 休学の期間は、この学則第3条及び第41条に規定する在学年数に算入しない。
- 第28条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上願い出て、許可を得なければならない。ただし、病気による休学者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 第29条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、許可を得なければならない。
- 第30条 学生が住所を変更したときは、直ちに届け出なければならない。
- 2 学生が氏名を変更したときは、保証人連署の上直ちに届け出なければならない。

第9章 科目等履修生、聴講生、外国人特別生、交換留学生、

外国人留学生、外国政府等派遣留学生及び委託生

- 第31条 この学則第21条の各号のいずれかに該当する者が、本学の授業科目の履修を希望する場合には、学生の学修に支障のない限り、選考の上、科目等履修生及び聴講生として、これを許可することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、科目の履修のときに、高等学校若しくは中等教育学校の最終学年に在籍する者又はこれに相当する教育機関の相当する学年に在籍する者が、本学の授業科目の履修を希望する場合には、学生の学修に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として、これを許可することがある。
- 3 前2項に規定する科目等履修生及び聴講生については、この学則に定めるほか、別に定める。

第32条 削除

第33条 科目等履修生が履修した授業科目についての単位の授与及び学修の評価は、第40条の定めに準じて行う。

第33条の2 削除

第34条 削除

第35条 外国人で、外務省、在外公館又は本邦所在の外国公館の紹介及び外国の大学等の推薦によって、本学の授業科目のうち一部について学修を願い出るときは、外国人特別生として、これを許可することがある。

第35条の2 外国政府等派遣留学生については、別に定めるところにより、受入れることがある。

第35条の3 本学と協定を締結した外国の大学からの留学生（以下「交換留学生」という。）の受入れについては、この学則に定めるほか、別に定める。

第35条の4 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生の受入れについては、この学則に定めるほか、別に定める。

第36条 他の大学又は公共機関から委託生として推薦された者が、学修を願い出るときは、学生の学修に支障のない限り、これを許可することがある。

第37条 削除

第38条 科目等履修生については、第31条から第33条までの規定のほかは、第3条、第18条、第18条の2、第41条及び第42条の規定を除き、この学則の規定を準用する。

第38条の2 聴講生、外国人特別生及び委託生については、第31条第1項、第32条、第35条、第36条及び第37条の規定のほかは、第3条、第14条、第18条、第18条の2、第40条第5項、第41条及び第42条の規定を除き、この学則の規定を準用する。

第10章 課程修了の認定

第39条 授業科目修了の認定は、試験による。

第40条 試験は、授業科目試験とする。

2 授業科目試験は、学期末又は学年末に行う。

3 試験の方法は、筆記試験又は口述試験による。ただし、教授会においてこれに代る方法を認めた授業科目については、この限りでない。

4 試験の成績は、秀・優・良・可・不可をもって表わし、秀・優・良・可を合格とする。

5 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

6 病気その他やむを得ない理由によって試験に欠席した者は、所定の期日までに願い出て、許可を得た場合に限り、追試験を受けることができる。

第11章 卒業及び学士の学位

第41条 本学に4年以上在学し、この学則第18条及び第18条の2の規定により、124単位以上を修得した者を卒業とする。ただし、在学期間に関しては、所定の単位を優秀な成績をもって修得したと当該学部教授会が認めた場合に限り、3年以上在学すれば足りるものとする。

第42条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 別に定める規程により、教育職員免許状授与資格に必要な授業科目及び単位数を修得して本学を卒業した者は、次の区分に従って、教員免許状を取得することができる。

学部	学科	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
経済学部	経済学科	社会	地理歴史・公民・商業
経営学部	マネジメント学科	—	商業
	経営学科	社会	地理歴史・公民・商業
	ソーシャル・マネジメント学科	社会	地理歴史・公民
	会計ファイナンス学科	社会	公民・商業
法学部	法律学科	社会	公民
	法政策学科	社会	公民
現代社会学部	現代社会学科	社会	公民
	健康スポーツ社会学科	保健体育	保健体育
外国語学部	英語学科	英語	英語
	ヨーロッパ言語学科	英語・ドイツ語・フランス語	英語・ドイツ語・フランス語
	アジア言語学科	国語・英語・中国語	国語・英語・中国語
文化学部	京都文化学科	社会	地理歴史
	国際文化学科	英語	英語
理学部	数理科学科	数学	数学・情報
	物理科学科	数学・理科	数学・理科
	宇宙物理・気象学科	理科	理科
コンピュータ理工学部	ネットワークメディア学科	—	情報
総合生命科学部	生命システム学科	理科	理科
	生命資源環境学科	理科	理科
	動物生命医科学科	理科	理科
生命科学部	先端生命科学科	理科	理科
	産業生命科学科	理科	理科

3 別に定める規程により、司書の資格に必要な授業科目及び単位数を修得し、本学の卒業に必要な単位を修得した者は、司書の資格を取得することができる。

4 別に定める規程により、司書教諭の資格に必要な授業科目及び単位数を修得し、教育職員免許状を有する者は、司書教諭の資格を取得することができる。

5 別に定める規程により、学芸員の資格に必要な授業科目及び単位数を修得し、本学の卒業に必要な単位を修得した者は、学芸員の資格を取得することができる。

第12章 学費

第43条 学費は、入学金、授業料、実験実習費、教育充実費をいい、その額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する学費の額は、改定することがある。

3 入学金は、入学年度のみ納入するものとする。

4 入学金を除く学費は春学期及び秋学期の2期に区分し、各期の納入額は年額の半額とする。その納入期限は、春学期分4月30日、秋学期分10月31日とする。ただし、入学手続時の学費納入期限については、入学手続要領に定めるところによる。

5 入学金を除く学費が、所定の期日までに納入できない場合は、別に定めるところにより、延納または分割延納することができる。

6 本学が特別の事情があると認めた場合は、別に定めるところにより、学費を減免することができる。

7 第1項から前項まではこの学則第23条による入学及び第24条による転学部及び転学科の場合も同じとする。

8 学費の納入等について必要な事項は、別に定める。

第43条の2 第23条の2の規定により留学する者の学費については、前条を適用する。

第44条 第43条の規定にかかわらず、1学年の全期間を休学する者は、別表に定める在籍料を納入するものとし、1学期の全期間を休学する者は、年額の在籍料の半額を納入するものとする。

第45条 科目等履修生は、出願料、登録料及び科目等履修料を、実験実習を伴う場合は別に実験実習料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、第31条第2項に定める科目等履修生については、これらを免除することができる。

2 聴講生は、出願料、登録料及び聴講料を、実験実習を伴う場合は別に実験実習料を所定の期日までに納入しなければならない。

3 外国人特別生及び委託生の納入金については、聴講生に準ずる。ただし、外国人特別生については、これを免除することができる。

4 前3項に定める納入する額については別に定める。

第46条 既に納入した学費及びその他の納入金は返還しない。ただし、入学手続要領に定められた期限内に入学辞退の手続を行った場合に限り、入学金を除く学費等を返還する。

第47条 授業料その他の学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

第48条 授業料その他の学費の納入を怠った者、正当な理由がなく所定の手続を怠り修学の意味のない者及び正当な理由がなく所定の手続を怠り在留期間満了日を経過した者は除籍する。

2 前項により除籍された者が復籍を願い出るときは、選考の上許可することができる。

第13章 賞罰

第49条 学業が特に優秀な者又は学生の模範となる行為をした者は、別に定める規程によってこれを表彰することがある。

第50条 本学教育の趣旨に背き、又は本学学生の本分に反する行為をした者は、別に定める規程によって学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学及び社会の秩序を乱し、その他別に定める本学学生としての本分に反した者

第14章 図書館

第51条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する細則は、別に定める。

第15章 公開講座

第52条 公開講座は、教授会の議を経て随時開設する。

第16章 その他

第53条 この学則の改廃は、部局長会の議を経て、理事会が行う。

附 則

(略)

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

第43条 別表 学費

(1)～(6)

(略)

(7) 令和7年度入学者

学 部 名	費 目	1年次(年額)	2年次(年額)	3年次(年額)	4年次(年額)
経 済 学 部	入 学 金	200,000円	—	—	—
経 営 学 部	授 業 料	795,000円	797,000円	797,000円	797,000円
法 学 部	教育充実費	128,000円	315,000円	315,000円	315,000円
現代社会学部	入 学 金	200,000円	—	—	—
	授 業 料	824,000円	827,000円	827,000円	827,000円
	教育充実費	162,000円	357,000円	357,000円	357,000円
国際関係学部	入 学 金	200,000円	—	—	—
	授 業 料	924,000円	927,000円	927,000円	927,000円
	教育充実費	162,000円	357,000円	357,000円	357,000円
外国語学部 文化学部	入 学 金	200,000円	—	—	—
	授 業 料	854,000円	857,000円	857,000円	857,000円
	教育充実費	162,000円	357,000円	357,000円	357,000円
理 学 部 (数理科学科)	入 学 金	200,000円	—	—	—
	授 業 料	1,055,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円
	実験実習費	67,000円	68,000円	68,000円	68,000円
理学部(物理科学科, 宇宙物理・気象学科) 情報理工学部 生命科学部 (産業生命科学科)	教育充実費	162,000円	357,000円	357,000円	357,000円
	入 学 金	200,000円	—	—	—
	授 業 料	1,058,000円	1,059,000円	1,059,000円	1,059,000円
生命科学部 (先端生命科学科)	実験実習費	124,000円	126,000円	126,000円	126,000円
	教育充実費	172,000円	367,000円	367,000円	367,000円
	入 学 金	200,000円	—	—	—
生命科学部 (先端生命科学科)	授 業 料	1,100,000円	1,110,000円	1,110,000円	1,110,000円
	実験実習費	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
	教育充実費	200,000円	390,000円	390,000円	390,000円

※編入学・転入学・再入学等の入学金は、1年次の入学金の額に準じる。

上記の学則は、令和7年4月1日に改正予定

(令和7年2月14日現在)

第44条 別表 在籍料

(1)～(5)

(略)

(6) 令和3年度から令和7年度までの入学者

学 部 名	在籍料 (年 額)
経 済 学 部	134,000円
経 営 学 部	
法 学 部	
現代社会学部	154,000円
国際関係学部	154,000円
外国語学部 文化学部	154,000円
理学部(数理科学科)	154,000円
理学部(物理科学科, 宇宙物理・気象学科) 情報理工学部	159,000円
生命科学部(産業生命科学科)	
生命科学部(先端生命科学科)	171,000円

京都産業大学履修一般規程

制 定 平成17年4月1日
最近改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、京都産業大学学則（以下「学則」という。）に定めることのほか、学部学生の授業科目の履修について、全学に共通する必要事項を定める。

(セメスター)

第2条 入学した学生は、第1セメスターに在学するものとする。ただし、編・転入学、再入学、転学部・学科及び復籍の場合の在学セメスターについては、京都産業大学学籍に関する規程の定めるところによる。

2 学生は、1学期間継続して在学したときは、当該学期の修得単位数にかかわらず、次のセメスターに進級する。

3 学生が第8セメスター終了時に学則第41条に定める卒業要件を満たさない場合には、次の学期も第8セメスターに在学するものとする。

(履修登録)

第3条 学則第17条による授業科目の届出は、所定の履修登録手続によるものとする。

2 履修登録を希望する場合でも、教育効果等を勘案して、特定の授業科目について履修登録を認めないことがある。

(履修登録科目の変更及び履修中止)

第4条 履修登録期間後の登録科目の変更は、認めない。ただし、やむを得ないと認める場合に限り、履修登録した科目の削除及び追加を行うことができる。

2 学生は、履修中止申請期間内に、願い出により、履修登録した科目の履修を、中止することができる。

3 前条及び前2項に定める履修登録、履修登録科目の変更及び履修中止の取扱いについては、別に定める。

(授業)

第5条 授業時間帯は、次のとおりとする。

時 限	時 間 帯
1時限	9:00～10:30
2時限	10:45～12:15
3時限	13:15～14:45
4時限	15:00～16:30
5時限	16:45～18:15

(授業への出席及び授業時間外の学修)

第6条 原則として、学生は、授業時間の3分の2以上を出席しなければならない。

2 学生は、授業への出席のほか、シラバス記載の授業時間外の学修（事前学修及び事後学修）に取り組まなければならない。

3 教員免許状取得に係る教育実習、介護等体験及び教職実践演習における研修校実習、学芸員課程科目の博物館実習のために授業を欠席する場合は、公欠として取り扱う。

4 学生は、学校保健安全法施行規則に定める出席停止に該当する場合、出校してはならない。

(オフィスアワー)

第6条の2 学生からの質問や相談等を受けやすくするため、研究室等での待機時間（以下、「オフィスアワー」という。）を設け、次のとおり運用する。

(1) 学生は、原則として、予約なしでオフィスアワーに研究室等を訪問できる。

(2) オフィスアワーは、あらかじめ教育職員（以下「教員」という。）自身により時間設定される。

(3) 非常勤講師等、研究室がない教員の場合は、授業前後の時間帯やメール等により対応する。

(授業の休講)

第7条 全学的な行事及び教員のやむを得ない都合により、授業を休講することがある。

2 交通機関の不通、暴風警報の発令、災害等発生時の授業の取扱いについては、別に定める。

(授業の補講)

第8条 授業を休講した場合は、補講を行う。

2 授業の進捗、又は公欠となった学生の不足の学修を補うため、補講を行うことがある。

3 補講は、原則として通常の授業形式にて行う。ただし、通常の授業形式による実施が困難な場合は、課題の提出等により行うことができる。

(試験の時期)

第9条 授業科目試験は、学則第40条第2項に定めるもののほか、臨時試験を行うことがある。

2 臨時試験は、科目担当教員の判断により、定期試験期間以外に行う。その成績は授業科目試験に加味する。

(定期試験)

第10条 学則第40条の規定による定期試験における筆記試験及び口述試験の時間帯は、次のとおりとする。

時 限	時 間 帯
1時限	9:30～10:30
2時限	11:00～12:00
3時限	13:00～14:00
4時限	14:30～15:30
5時限	16:00～17:00
6時限	17:30～18:30

2 定期試験の受験上の注意事項及び要領については、別に定める。

3 第7条第2項により定められた授業の取扱いは、定期試験に準用する。

(追試験)

第11条 学則第40条第6項による追試験の実施については、別に定める。

2 追試験の再試験は、行わない。

(学業成績)

第12条 授業科目試験は、100点満点で採点する。

2 前項により採点した点数は、次のとおりに、学則第40条第4項による試験の成績として評価する。

[平成15年度以前入学者用]

点 数	評 価	合 否
100点～95点	秀	合 格
94点～80点	優	
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点以下	※	不合格

[平成16年度以降入学者用]

点 数	評 価	合 否
100点～90点	秀	合 格
89点～80点	優	
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点以下	※	不合格

3 第1項の定めにかかわらず、特に学部等が認めた場合においては、点数によらずに合格又は不合格のみ判断することがあり、学業成績の評価方法は、次のとおりとする。

評 価	合 否
P (Pass)	合 格
F (Fail)	不 合 格

(学業成績表)

第13条 学業成績は、各学期末に学業成績表をもって学生に通知する。

2 学業成績表には、履修登録した科目の評価、点数及び成績評価加重平均(以下「GPA」という。)を表記する。

3 次の各号に定める認定単位については、合格を「N」と表示する。

(1) 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等

(2) 大学以外の教育施設等における学修

(3) 入学前の既修得単位等の認定

4 不合格のうち、欠席又は棄権を「K」、出席不足を「/」と表示する。

5 履修を中止した科目は「W」と表示する。

6 GPAは、履修登録したすべての科目を対象に算出し、その算出方法は次のとおりとする。ただし、第12条第3項の科目、履修を中止した科目、卒業要件対象外の教職科目及び自由科目は、算出対象から除く。

点 数	グレードポイント
100点～90点	4
89点～80点	3
79点～70点	2
69点～60点	1
59点以下	
欠席又は棄権及び出席不足	0

$$GPA = \frac{(\text{科目のグレードポイント} \times \text{単位数}) \text{の和}}{\text{科目の単位数の和}}$$

7 学生は、当該学期の成績発表日から7日以内(成績発表日を含み、日曜日及び祝日を除く。)に、学業成績について疑義を申し出ることができる。

(修得済の単位)

第14条 修得した単位の取消しは、認めない。

(修学指導)

第15条 学生への学業成績不振に対する修学指導は、各学部で定める基準及び手順に従って行うものとする。

2 前項による修学指導対象となる学生のうち、次のいずれかに該当する場合は、特定修学指導対象者(以下「特定対象者」という。)とする。

(1) 1学期の修得単位数が7単位以下の者

(2) 1学期の成績評価における「欠席又は棄権(K)」及び「出席不足(/)」の単位数の合計が、履修登録単位数の5割以上の者

(3) 1学期のGPAが0.5以下の者

3 特定対象者に対して、次の対応を行うものとする。

(1) 第2セメスター終了時点において、2学期連続の特定対象者で、学修の意欲に欠けると当該学部長が判断する場合、学生及び保証人に対し、留年への注意喚起及び督励に関わる修学面談通知を行う。

(2) 第3セメスター終了時点において、3学期連続の特定対象者で、学修の意欲に欠けると当該学部長が判断する場合、学生及び保証人に対し、留年への警告及び退学等学業成績不振に伴う警告に関わる修学面談通知を行う。

(3) 第4セメスター終了時点において、4学期連続の特定対象者で、成績の改善の見込みがないと当該学部長が判断する場合、教授会及び学長の承認を経て、学生及び保証人に対し、留年又は退学等学業成績不振に伴う勧告に関わる修学面談通知を行

う。

(学生への伝達)

第16条 学生への必要事項の伝達は、履修要項等の配布物のほか、所定の電子掲示板での掲示による。

2 前項に定める以外の方法により、学生への伝達を行うことがある。

3 第1項による伝達と、前項による伝達とに齟齬があった場合には、第1項による伝達を有効とする。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、教学センターにおいて行う。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、部局長会で決定する。

附 則

(略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

京都産業大学学籍に関する規程

制 定 平成6年4月1日
最近改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学籍の取扱いに関し、京都産業大学学則に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(学籍上の氏名)

第2条 学籍上の氏名は、戸籍に記載されているものとする。ただし、外国籍の者は、在留カードに記載されている本名又は通名とすることができる。

2 学位記、各種証明書等の大学が交付するすべての書類は、前項の氏名に基づいて取り扱う。

3 戸籍に記載されている氏名に外字(旧字体、異体字、俗字等)が使用されている場合は、JIS第一水準及び第二水準の範囲内の文字に変更又は全角カタカナをもって充てるものとし、学生証及び各種証明書等の氏名に用いるものとする。ただし、学位記の氏名表記はこの限りではない。

(学生証)

第3条 学生証は、本学の学生であることを証明するものであるから、常に携帯しなければならない。

2 本学教職員から学生証の呈示を求められたときは、これに応じなければならない。

(学生証番号)

第4条 学生証番号は、入学と同時に付与される学籍番号とし、この番号は学籍に異動があった場合も変更しない。

(学生証の交付及び有効期間)

第5条 学生証は、入学時に交付する。

2 学生証は、在籍中継続して使用するものとする。

3 学生証の有効期間は、修業年限とし、学生証裏面に期間を記載するものとする。

4 卒業留年及び休学等の事由により、在籍期間を延長する場合は、延長する有効期間を記載したシールを交付し、学生証裏面に貼付するものとする。

5 学生証裏面に記載の有効期間が過ぎている学生証は、無効とする。

(学生証の取扱い)

第6条 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

2 学生証に改ざんを行ったものは無効とする。

3 学生証を呈示しなければ、履修登録手続、受験の許可、レポートの受理、諸願・届の受理、各種証明書の交付及び図書の館外貸出をしない。

4 前頁の規程にかかわらず、本学が投函または電子申請による方式を指定する場合は、学生証の呈示を省略できる。

(学生証の再交付)

第7条 学生証を紛失又は汚損したときは、所定の手数料を納入のうえ、直ちに教学センターに再交付を願い出なければならない。

2 次の各号のいずれかに該当し、学生証の記載事項に変更が生じたときは、現学生証と引換えに無料で新学生証を教学センターで再交付する。

(1) 氏名等に変更が生じたとき。

(2) 転学部により学部に変更が生じたとき。

(学生証の返還)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに教学センターに学生証を返還しなければならない。

(1) 卒業、退学及び除籍により本学の学籍を離れるとき。

(2) 再交付後に旧学生証が見つかったとき。

(仮学生証)

第9条 試験当日に学生証を忘れたときは、学生証に代わるものとして年間5回に限り、仮学生証の交付を受けることができる。

2 仮学生証は、当日限り有効とし、目的以外に使用してはならない。(修業年限と在学期間)

第10条 修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

2 休学した学期、除籍及び退学となった学期は、在学期間に算入しない。ただし、遡及措置等により学期末日が除籍及び退学の日となる学期は、在学期間に算入する。

3 編・転入学した者の修業年限及び在学期間は、次のとおりとする。
(1) 第3年次に編・転入学した者の修業年限は2年とし、在学期間は6年とする。

(2) 第2年次に編・転入学した者の修業年限は3年とし、在学期間は7年とする。

4 再入学、復籍、転学部及び転学科した者の在学期間は、次のとおりとする。

(1) 再入学した者が在学できる期間は、離籍前の在学期間と通算して8年とする。

(2) 復籍した者が在学できる期間は、除籍前の在学期間と通算して8年とする。

(3) 転学部した者が在学できる期間は、転学部する前の在学期間と通算して8年とする。

(4) 転学科した者が在学できる期間は、転学科する前の在学期間と通算して8年とする。

(休学)

第11条 3か月以上修学できない者は、休学願にその理由を具体的に記載して、教学センターに提出し、許可を得なければならない。ただし、病気による場合は医師の診断書を、また、海外渡航による場合は渡航計画書をそれぞれ休学願に添付しなければならない。

2 休学の期間は、休学を許可された日から当該学期末又は当該年度末までとし、願い出によって引き続き休学することができる。この場合における休学の期間は、連続して2年、通算して4年を超えることはできない。

3 年度をまたがって休学する場合は、年度始めに改めて休学願を提出して許可を得なければならない。

4 1年間又は1学期間の全期間を休学する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 1年間を通じて休学する場合は、4月30日までに願い出及び所定の在籍料を納入しなければならない。

(2) 1学期間を休学する場合は、春学期は4月30日まで、秋学期は10月31日までに願い出及び所定の在籍料を納入しなければならない。

5 前項において、所定の納入期日までに休学に必要な在籍料の納入がない場合は、休学を取り消し、除籍とする。

(復学)

第12条 休学者が復学しようとする場合は、復学願を教学センターに提出し、許可を得なければならない。ただし、病気により休学していた者は、復学して支障のない旨の医師の診断書を添付しなければならない。

2 復学の手続期間は、次の各号のとおりにする。

(1) 春学期に休学し秋学期から復学する場合は、休学期間中の8月1日から8月31日までとする。

(2) 1年間又は秋学期に休学し、翌年の春学期から復学する場合は、休学期間中の2月1日から2月末日日までとする。

3 復学の時期は学期の始めとする。

4 復学時の在学セメスターは、休学時の在学セメスターとする。

(留学)

第13条 留学とは、本学の学生が本学の許可を得て、在学の状態で外国の大学において学修することをいう。

2 留学期間は1年間又は1学期間とし、本学での修業年限及び在学期間に算入することができる。

3 1年を超えて引き続き留学する場合、その期間は休学扱いとし、あらためて休学願を教学センターに提出して許可を得なければならない。

4 留学期間の始期は、春学期初日又は秋学期初日、終期は春学期末日又は秋学期末日とし、これらの日付の前後に出国又は帰国した場合でも、いずれかの日付に読み替えるものとする。

5 留学のため出国するときは、留学届を教学センターに提出しなければならない。

6 留学期間中の学費は、規定どおり全額納入しなければならない。

7 留学を終了して帰国した者は、速やかに帰学届を教学センターに提出しなければならない。

(除籍)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

(1) 所定の納入期日までに学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

(2) 休学期間終了までに所定の手続(復学、休学延長又は退学)をしない者

(3) 留学期間終了までに所定の手続(帰学、休学又は退学)をしない者

(4) 休学期間が通算4年を超えてなお復学又は退学しない者

(5) 在学期間が8年を超える者

(6) 正当な理由がなく所定の手続を怠り、修学の意志がない者

(7) 正当な理由がなく所定の手続を怠り、在留期間満了日を経過した者

2 除籍された者は、学生証を直ちに返還するとともに、図書の借用、奨学金の受給等がある場合は、返済等の手続をしなければならない。

3 第1項第1号の学費未納による除籍の日は、次の各号のとおりとする。

(1) 春学期学費未納者については、前年度3月31日付とする。ただし、春学期学費分割延納者が1回目を納入して2回目を納入しなかった場合は、5月31日付とする。

(2) 秋学期学費未納者については、前春学期末日付とする。ただし、秋学期学費分割延納者が1回目を納入して2回目を納入しなかった場合は、11月30日付とする。

4 第1項第2号から第5号までの除籍の日は、その事由の満了日付とする。

5 第1項第6号の除籍の日は、その事由が該当する学期の前学期末日付とする。

6 第1項第7号の除籍の日は、在留期間満了日付とする。

(復籍)

第15条 除籍となった者が復籍しようとする場合は、復籍願を教学センターに提出及び復籍手数料を納入し、許可を得なければならない。

2 復籍の手続期間は、除籍の日から1年以内とし、復籍を希望する前学期の2月1日から2月末日又は8月1日から8月31日までとする。

3 復籍を許可された者は、所定の日までに入学金以外の学費を納入しなければならない。ただし、所定の日までに学費を納入しない場合は、復籍を取り消す。

4 復籍の時期は学期始めとする。

5 復籍時の在学セメスターは、除籍時の在学セメスターとする。

6 復籍を許可された者には、学生証を教学センターで再交付する。(退学)

第16条 病気、その他の事情により退学しようとする者は、退学願に理由を具体的に記載して、教学センターに提出し、許可を得なければならない。

2 退学する際には、学生証を直ちに返還するとともに、学費の未納、図書の借用、奨学金の受給等がある者は、それぞれ納入、返済等の手続を完了しておかなければならない。

3 退学の日は、次のとおりとする。

(1) 退学願を持参した場合は、受理した日とする。

(2) 退学願を郵送した場合は、消印の日とする。

(3) 春学期学費未納者で4月30日までに退学願を提出した場合は、前年度3月31日付とする。

(4) 秋学期学費未納者で10月31日までに退学願を提出した場合は、春学期末日付とする。

(5) 学生が死亡した場合は、学費の納入いかににかかわらず死亡した日とする。

4 前項第1号及び第2号にかかわらず、当該学期履修科目の単位認定を希望する場合は、当該学期末日付とする。ただし、前項第5号の場合は除く。

5 当該学期における単位認定を受けようとする場合は、当該学期末日まで在籍していなければならない。

(再入学)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者が離籍の日から3年以内に同一学部学科への再入学を志願する場合は、再入学願に再入学志願票、健康診断書を教学センターに提出及び再入学手数料を納入しなければならない。ただし、再入学しても残りの在学期間で卒業の見込みがない者は、再入学の願い出を認めない。

(1) 退学した者

(2) 除籍となった者(ただし、第14条第1項第4号及び第5号に該当する者は除く。)

(3) 復籍願出期間内に復籍の手続をしなかった者

2 再入学の手続期間は、再入学を希望する前学期の2月1日から2月末日又は8月1日から8月31日までとする。

3 再入学を許可された者は、所定の日までに入学金を含む学費を納入し、入学手続書類を教学センターに提出しなければならない。ただし、所定の日までに入学手続を行わない場合は、再入学を取り消す。

4 再入学の時期は学期始めとする。

5 再入学時の在学セメスターは、退学又は除籍時の履修状況その他を考慮して定める。

6 再入学を許可された者には、学生証を教学センターで再交付する。(転学部)

第18条 本学の他学部転学部を志望する者は、1月31日までに転学部願を教学センターへ提出及び転学部手数料を納入しなければならない。

2 転学部を志望できる時期は、第1年次終了時又は第2年次終了時とし、志望する学部学科に欠員のある場合とする。

3 転学部の時期は学年始めとし、年度途中の転学部はできない。

4 転学部時の在学セメスターは、修学状況その他を考慮して定める。

5 転学部を許可された者には、現学生証と引換えに学部変更した新学生証を教学センターで再交付する。

(転学科)

第18条の2 本学の同一学部で転学科を志望する者は、1月31日までに転学科願を教学センターへ提出及び転学科手数料を納入しなければならない。

2 転学科を志望できる時期は、第1年次終了時又は第2年次終了時とし、志望する学部学科に欠員のある場合とする。

3 転学科の時期は学年始めとし、年度途中の転学科はできない。

4 転学科時の在学セメスターは、修学状況その他を考慮して定める。

(他大学への転学)

第19条 他の大学へ入学又は転(編)入学を志望する者は、退学願を
教学センターに提出しなければならない。

(卒業)

第20条 学期終了時において卒業要件を充足した場合は、学期末卒業
とする。ただし、休学中は卒業できない。

(卒業延期)

第20条の2 春学期に在学し、かつ卒業要件を充足した者が、諸般の
事情により同一年度内の秋学期末まで卒業延期を希望する場合は、
これを認める。ただし、秋学期の履修登録をすることとし、休学は
認めない。

2 前項の希望者は、指定された期日までに所定の願書を教学セン
ターに提出して、許可を得なければならない。

3 秋学期末まで卒業延期が許可された者は、秋学期分の学費を納入
しなければならない。ただし、所定の期日までに学費が納入されな
い場合は、卒業延期の許可を取り消し、春学期末卒業とする。

(学費延納)

第21条 学費を所定の期日までに納入できない者は、学費延納願を所
定の願出期間内に教学センターに提出し、許可を得なければならな
い。

2 学費の延納は、次の各号のいずれかに掲げる方法による。

(1) 延納

(2) 分割延納(2回分割)

3 第15条に定める復籍及び第17条に定める再入学については、前項
に定める学費延納(分割延納を含む。)を認めない。

(事務)

第22条 この規程に関する事務は、教学センターにおいて行う。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、部局長会で決定
する。

附 則

(略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

平成31(令和元)年度以前の入学者については、なお従前の例による。

memo

[illegible]

[illegible]